

# 全国災対連ニュース 2017年2月20日 第120号

発行：災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会（略称・全国災対連）

〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全労連気付 電話 03-5842-5611

## 住宅再建支援金上限を早急に500万円に引き上げを

### 被災者生活再建支援法一部改正案の実現めざし野党との懇談を実施

全国災対連は2016年12月9日、衆議院第2議員会館内で、野党懇談会を開催しました。被災者の生活再建の要となる住宅再建のための支援金を少なくとも500万円に引き上げため、四野党共同提出の被災者生活再建支援法一部改正法案の実現にむけた諸課題や被災者の生活再建の状況などについて懇談しました。

#### 【懇談の概要】

1、とき 2016年12月9日（金）11時～12時

2、ところ 衆議院第2議員会館第7会議室

3、出席者 国会議員 日本共産党・高橋千鶴子、堀内照文、武田良介、岩渕友、  
秘書・大平喜信、畠山和也、穀田恵二  
民進党・小宮山康子、秘書・階猛、桜井充、黄川田徹  
自由党・木戸口英司

全国災対連 全労連・川村、保団連・谷川、新婦人・児玉、新潟災対連・山田、宮城災対連・鎌内、みやぎ県民センター・綱島、救援・復興岩手県民会議・金野、ふくしま共同センター・斎藤、兵庫県民会議・岩田、東京災対連・伊藤、国土交通労組・赤松、全労連・国吉



#### ＜開会あいさつ＞

全国災対連の事務局長をしています川村です。開会にあたって一言ごあいさつさせていただきます。

東日本大震災から早6年が経とうとしていますが、生活と生業の再建という視点で見ますと、本当に遅れています。私どもは11月4日、5日に災害対策全国交流集會を福島県のいわき市で開催しました。4日には原発事故被災地の視察を行い、住むこともできない、人がいないとい

う町並みも見ましたし、そういう中で除染作業に当たるたくさんの労働者の方々がいて、

その工事作業が行き交うという光景も見たところです。国をあげて復興復旧にとりくまないといけないことをあらためて感じたところでは、その際に、やっぱり住宅の再建ということが重要になっています。東日本大震災では、いまも4万人を超える被災者が応急仮設住宅にいるわけです。住宅の再建が基盤になってきますが、いまの限度額300万円では足りません。500万円でも足りないが、とにかくせめて500万円に引き上げることによって、その被災者の方の背中を押して、そして自立再建へと進んでいこうと私たちは運動しているわけです。

4月14日には熊本で大地震が発生し、10月21日には鳥取でも地震が発生するという、ほんとうに地震の活動期というのを実感させられる状況だと思います。

同時に地震だけではなく、8月30日には東北、北海道を台風が襲ったことによって、ほんとうに多くの犠牲もだしましたし、住宅家屋が全壊、あるいは浸水等によって損壊するという状況にもなっているわけですから、いまこそ住宅再建支援制度の拡充が求められています。

私どもも運動団体としてもとりくんできましたけれども、ぜひ国会の中における野党の皆さんと、私たち運動団体とも力をあわせて頑張っていきたいと思っています。

## <議員の発言>

**【木戸口議員】** みなさん、おはようございます。自由党の木戸口英司でございます。

東日本大震災、津波発災から5年9カ月、3月が来れば6年になります。たいへん皆さまには大きなご支援をいただきありがとうございました。おかげさまで着々と復興に向かっていくことを皆さまに御礼を申し上げる次第でございます。

しかしいま、話がありましたとおり、岩手県だけでも、まだ16,000人に上る方が仮設住宅に住まっています。そういった意味で言えば、公営住宅も含め新しく住宅を22,000戸から24,000戸、求めなければいけないという状況であります。

災害前と比べていま、住宅建設の費用が16%から17%ぐらい単価が上がっているという状況で、支援金を集めても500万を超えるぐらいということで、これではなかなか再建が進まないというのが実態でございます。

また、今年、台風10号が岩手を襲いました。今度は大規模被災の住宅もそうですけど、半壊の世帯に対する支援がなかなか行き届かないことについても拡充をいま国に求めているところであります。

全国で被害がこうして続発している状況でありまして、なかなかこれを防げないといういまの状況であれば、やはり1日でも早い復旧をしていくと、立ち上がりを早くしていくということ、そのために支援策をさらに拡充していく必要性というのは、もう切々と感じているところであります。

回復力を高めていく、早めていくということ、ぜひこの東日本大震災からの復興の経験を教訓にしながら、日本全体でこれからの災害に備えていく、そして復興を早めていく、そういう施策を今日お集まりの先生方と、また皆さまと共同しながら前へ進めていければと、強く決意をしているところでございます。皆さまにも、どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。

**【岩淵議員】** 皆さん、お疲れさまでございます。日本共産党の参議院議員の岩淵 友でございます。いわきで行われた災対連の集会にも参加をさせていただいて、皆さんとさまざまな意見交換させていただき、いろいろな実践なども聞かせていただきました。あのあと福島のことと言えば、先月ですか福島県沖の震度5弱の地震の後、津波警報がでました。あのとき福島第二原発の3号機の核燃料の使用済みプールの冷却が停止しました。まさに福島第一原発のあのときの事故を思わせるような恐怖というか、そういったものが福島県を襲ったし、全国の皆さんもたいへん不安に感じられたのではないかと思います。

その後、第一原発の冷却も停止するというようなことがあり、東京電力の非常にずさんな管理の体制であるとか、危機意識の欠如には怒りを禁じ得ないというふうに思っているわけですが、ああした災害はその後にも起こっています。

先ほど挨拶にもあったように、まだまだ災害が全国各地で起こっているという状況の中で、私も阪神・淡路大震災で被災をされた皆さんから、最後は人災だということを教えていただいて、やっぱりたたかいは、この支援金の問題でもここまで引き上げるという大きな成果を勝ちとってきたと思います。それが4野党の共通の政策にもなるということで、引き続き皆さんと力をあわせて頑張りたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

**【堀内議員】** おはようございます。日本共産党衆議院議員の堀内照文です。私はそれこそ阪神淡路大震災の被災者の1人でありまして、あのときには支援法がなかったわけがあります。それが何をもちたのかというのは、きょう地元からお配りいただいておりますが、当時、自立支援がなかなか難しい、さらに公営住宅建設も足りないというなかで、借り上げ住宅に頼ったわけです。20年を過ぎたからと被災者が追いだされるという問題ですが、よりもよって、被災自治体が被災者を提訴するという事態にまで発展しています。さっき住まいは人権と言われましたけれども、復興なくして被災者の生活再建はないんだということを痛感しております。

一連のいわゆる災害におきまして、災害対策の点では、委員会でも特別委員会でも、熊本地震にかかわって、中規模損壊を含めて支援をどう広げていくかということでもあります。公明党の議員からもそういう質疑がありました。ほんとうに被災者の実態こそが、政治を動かす力なんだなということをあらためて思っております。

政府はすぐに過去の災害との公平性と言うんですが、阪神淡路にはなかったけれども、これができて、怒っている被災者はいないわけです。自分たちの苦しみを二度と味合わせるわけにいかないということですね。制度の実現を喜んだわけですから、さらに拡充するというのは、やっぱり待ったなしに求められているということで、大いに力を尽くしていきたいと思っています。きょうはよろしく申し上げます。

**【武田議員】** 日本共産党衆議院議員の武田良介です。私は、長野県の出身でありまして、3.11の翌日といいますか翌朝に、長野県の栄村の震災がありまして、ボランティアの活動などにとりくんでまいりました。

今日は、この上限500万円への引き上げとか、それから一部損壊の住宅へ支援の拡充などのご要望いただいておりますが、被害住宅の認定の基準、これが切り捨てる線引きにな

ってはいけないと思いますし、全国でも柔軟にとりくもうということでやられてきていると思うわけです。

長野県も一昨年、白馬村付近において、白馬村だけじゃないんですが神城断層地震というのがありまして、それを受けて村独自にも支援策を打っております。これは明確に村のほうも一部損壊と判断された住宅への支援を目的に行うということでありまして、対象となる修繕工事も外壁から屋根の修理から内装から、家の中にある家財以外なら何でもやるというようなものであります。それらの工事費の合算金額を補助対象の金額にするわけですが、実際に補助額はその3分の1、上限20万円というふうになっております。こういった支援を独自に自治体が努力をしている中で、国がほんとうに被災者生活支援を被災者の立場に立って頑張り抜くということは非常に大事だと思っておりますし、皆さんとともに頑張りたいというふうに思います。今日はよろしく願いいたします。

**【高橋議員】** 衆議院議員の高橋千鶴子です。いつもたいへんお世話になっております。復興の特別委員会で共同提案をした1人として、いまの現状を少しご報告したいと思っております。

この法案は、民進党の岩手でいうと階さん、そして宮城でいうと郡さん、福島の金子さんなどが中心になって一緒にだしてくださったものです。ほんとうは、なぜ災害特別委員会ではなく復興特別委員会にだすのかということがありました。

それは、復興特別委員会の独特の問題があって、木戸口さんが詳しいと思うんですが、土地の権利の問題ですとか、そうしたややこしい問題をまとめて民進党が準備をしたんですね。なので、復興特ということになったのですけれど、私はそうはいつでも、この問題は特別だと。そして熊本地震の直後でもあったので、支援金引き上げだけは野党共同という形にして、むしろ特記してとりくみをするんだというようなことをお願いをして、それで九州ブロックの田村貴昭さんと2人提案者になって、前の国会で共同提出したという経過があったわけです。

でも、そういう形で出たことは、とてもよかったなと思います。2007年に法改正をしたわけですが、そのときに財務省の反対を押し切って4年後の見直し規定を付けたわけです。そのときにも財務省自身が、まさかやれると思ってなかった。所得制限を取っ払うことだとか、個人にだすこと自体もやると思ってなかったらしいんです。

そのことを後で与党の議員から聞いたんですが、そこまで突破して4年後ということ約束した。ところが、その4年後に3.11の大震災が発生して、「待ってくれ」と言われて随分待ちました。5、6年経ったということで、ほんとうにこれは待たなしの課題だと思っております。

この大震災で、何と言っても建設費用が高くなっているわけですから、元を返してはないわけですね。満額300万だとしても同じ額ではないんだということがずっと議論されてきて、だからこそ500万が必要なんだということと、500万と300万ではやっぱり自立再建に行くことのインセンティブが全然違うこと。それは、県独自で上乘せ支援してくれた岩手県のとりくみなどでもはっきりしています。なので、効果は抜群だということで求められていると思っております。

それと同時に、水害だとか台風だと、全壊までいかなくて何の対象にもならない半壊だ

って、壊さなければいけないという人たちが圧倒的に多くて、対象の拡大が絶対求められています。そのことを附則に盛り込んだんです。

それで公明党の理事の神戸の赤羽さんとは、もうずっと長い付き合いですが2007年のときにも一緒にやりました。彼自身も500万だけではなく対象がどうなのかということを含めて、きちんとした議論が必要だということをおっしゃってくれました。かつては委員会の枠を超えて委員会の中の小委員会みたいな形で勉強会を重ねてきました。そういうとりくみが必要なんじゃないかということをおも提案しているところで、そこは皆さんも与党にもぜひ要請していただいて、またそういうとりくみをやっていこうというふうに思っております。

最後になりますが、会期末が14日ということで、13日に理事会を開くことになりました。これまで、何度も何度も議員提案をやってほしいということをおっしゃっているわけですが、結果として臨時国会ではやれなかったわけです。次は必ずやろうということを残したいということと、いままでは請願の扱いがひどかったんです。会期末の処理の当日の朝に、「どうしますか」と言うと、各党が保留してくださいという。保留という言葉はよく聞こえるけど要するにバツンなわけで、全然相手にされなかったんです。

それを今回は審議をしようということで、13日に開くことが決まりました。やっぱりそこは野党の共同が広がることによって対応も変わってきたんだと思いますので、引き続き頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## <参加者の発言>

**【金野】** 復興県民会議の金野でございます。たいへん日ごろお世話になっております。ありがとうございます。

先ほど、木戸口先生のほうからいろいろとお話があったとおりでございまして、とりわけ被害の規模の大きかったところがまさにいま、まだまだこれからなんですけれども、街づくりの大きな工事が続いているわけです。そういう意味では住宅再建の部分でも、集団移転の部分であるとか、あるいは漁業集落のところは大体めどがついたんですけど、中心市街地の宅地の造成関係はまだまだ数年というか2、3年はかかる予定です。

ですから、ぜひ被災者生活支援金が300万から500万に引き上がることによって、盛り土をされた新しい街にもう1回人が戻ってこられる、そういう条件が広がっていくのかなと思っております。ぜひ、ご尽力をいただきたいと思ひます。

それから、台風10号でも特に東日本大震災で被害を受けたところが、また同じように被災した事業者の皆さんなどもたくさんおひます。そういうところの支援も県独自でもいろいろ補正を組んでつくっているところですが、まだ時間が相当かかります。それから応急



仮設に入っていらっしゃる方々にとってみると、6回目のお正月をそこで迎えなきゃいけないという状況で、ほんとうに苦しい思いをしていらっしゃると思いますし、その先をまだ決めかねている方々が結構いらっしゃるんですね。

公営住宅に入るか、それとも自力で建てるか、そういうふうな方々も実はいまして、町村で聞き取り調査を行いながら意向確認をしています。岩手の場合は内陸に避難している方々のために、沿岸だけではなくて内陸にも災害公営住宅を建てることにいたしましたので、そういう部分ではいろいろ工夫をしながらやってはいるわけではございますが、ぜひ国の一番の基本的な姿勢が問われる問題かなというふうに思います。被災者生活再建支援金の拡充について引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

**【網島】** みやぎ県民センターの網島と申します。よろしくお願ひいたします。日ごろからいろいろとご尽力いただき、ありがとうございます。

宮城の場合に、仮設住宅の解体の取り壊しが5カ月ほどかかりまして、取り壊した後の住居ですけれども、一部のところを除いて高台移転をして、まだ区画が決まらないところを除いては進んでいます。中町では95%ぐらいは被災されていますので、それは高台移転ということではいろいろあります。

もう1つは災害公営住宅について、最近驚いたことがあります。この前、一番進んでいて、かなりしっかりとやられている東松島市で担当者とヒアリングをしましたら、最後にポツッと「6割ぐらいの方が月収8万以下なんです」と言ったんですね。ところが、つい昨日なんです、県の報告がでまして、公営災害住宅に入っている方の中で低所得のために家賃を軽減している措置をとっている方、要するに月収8万以下の割合が全県の公営住宅で80%に達しているということです。要するに8割の方が月収8万円以下で生活をされているということです。これには驚きましたが、弱者が放りだされているということの典型ではないかという気がするんです。この問題で最近マスコミが言うんですけども、「県民センターとしては被災者という言葉が消えるのは、いつですか」というような言い方をされました。理念的にはまさに岩手が掲げていらっしゃる衣食住の確保と働く場、学ぶ場、これができあがる方がいいということになるわけですけども。そういう意味で言いますと宮城の場合には、ご存じのように気仙沼と石巻が一番遅れておりますが、水産加工業はこれから本格的に再建するということです、いわゆる地元の基幹産業が復興することが、実は公営住宅の問題と絡んで復興に大きな役割をはたさなければいけないということがあります。

それから仙台市の場合には、やはり農村でも兼業農家の人たちは日常生活の中で非常に大事だったわけですけども公営住宅に入って、農地が大規模圃場にされてしまいましたので、兼業農家の方たちのほとんどは農業ができなくなるというような問題もあります。先ほど拡充ということをおっしゃっていただいた生活再建支援法の対象を広げるということもありますが、その生活支援そのものが、公営住宅の完成と同時に、生業が非常に大きい問題になってきています。まさに、人間復興をどうしていくのかという視点で考えないと、なかなか難しい問題になってきてるなという気がします。

いま私たちが関わっていますのは、仙台市で2mの津波があつて集団で避難していたところ。もう1回シミュレーションやったら大丈夫だから移りなさいと言われたところ

があって、そこは広くて、でもいま現に十数戸建っていますし、106戸のうちの71戸でもって新町内会をつくったんですね。これは元のところに戻るといって、公営住宅に入っている方も、いまに頑張ってそこに家を建てますからという方で、70戸の方がやってらっしゃる。

自治会長さんと話をして、遅ればせながらですけどもいわゆる生活再建支援法というのがどうなのか全戸調査をさせていただきました。いま建っている方はほとんどそれを使っているということです。非常に良かったということがありますけども、それはある程度支援があるから再建しようというのではなくて、再建していくなかで、支援があるので何とかなるといって意味でのことで、やっぱり500万円になってくれるともうちょっと重みが違ってくるねという話をしているんです。そうでない方もかなりいらっしゃるということですが、先ほど言いましたように公営住宅に入ってるらっしゃる月収8万以下の方ということになりますと、とても住宅の再建なんかきびしいということになります。多分、想像以上に弱者があぶりだされているという状況をアピールしないといけないのかなと思っています。もう一度いわゆる被災者の状況というのを訴えていかないと話にならないなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

**【斎藤】** 私は、ふくしま復興共同センターの代表をしています斎藤です。住宅支援の本題と離れてしまっていますが、いまの福島の課題として2つあると考えています。

課題の一つ目は、11月22日の福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震で明らかになったことが2つあるというふうに考えています。1つは、第二原発の3号機の冷却システムが1時間半停止をしたということがあって、要するに原発は止まっても危険なものだということをあらためて、私たち県民は感じたということです。

それからもう1つは、第一原発の放射性物質が外洋に流れないようにシルトフェンスという網で閉鎖しているんですが、それが一部破損したという問題です。要するに地震、津波への東電の対応の脆弱性も明らかになって、県民としてはあらためて危険性を自覚したと思っています。

このような事態を受けて、福島の12月県議会では全会派で福島第二原発の廃炉を求める意見書が上がろうとしています。これはそういう意味で県民の大きな願いでありますので、ぜひ意見書を採択させる後押しをしたいと思っています。

課題の2つ目は、農林業に対する損害賠償が、今年いっぱい期限を迎えます。その後の賠償の考え方について東電が素案を示しました。要するに、将来の損害を含めて2倍を支払うというのが基本ですけれども、これは既に先行的に実施され、値切りや打ち切りが進んでいる営業損害と同じ枠組みで東電は示したものですから、JAはじめ相当な反発を受けまして、12月1日にあらためて見直し案をだしました。それは2倍から3倍にという姑息な内容ですけれども、その他にも一定前進はあったのですけれども、福島の地域経済を土台で支える産業が農林業になっていますので、ここをどうしていくのかということでは、重大な問題になっています。

われわれも、この問題にも取り組んでおりますし、国、東電はもちろんですけれども、いま、やっぱり県がどう対応するのかが大事ですので、そういうものを支えながら、この問題に対応していきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。



**【岩田】** 阪神・淡路大震災復興兵庫県民会議の岩田です。被災者生活再建支援法の問題では、最初からずっと携わってきていて、これで22年となり「化石」に近い存在です。東日本の被災者の方々と一緒に当局との話し合いというか要請の場に2回ほど出席をさせていただきましたが、そのときに共通して言われたのは「これは見舞金です」という言葉だったんです。言葉がどうだとかこだわりたくないけれども、私たちは見舞金をくださ

いと要求したことは1回もなく、阪神の被災者が聞いたら怒ります。あくまで公的支援をということです。

当初は、当時の担当者は特に大蔵省あたりが、個人財産には税金投入することはできないということを言いながら、一方ではお見舞金うんぬんというようなことを言っていたんですけど、その後ピタッと止まっていたんですね。担当者が替わり運動が弱まってから、また言い出したかなという気がして仕方ないですね。

私たちは一度として「見舞金」を要求したことはなく、やっぱり住宅再建には当面、最低でも500万の公的支援が必要だということでの運動をわれわれも詰めていかないといけないという思いがしています。特にこれまでに交渉などに参加して、強く感じるのはそういうことです。

阪神の住宅問題は、いま、借上げの問題に移っています。直接公的支援という問題にはなっていないですが、当初から復興県民会議は住宅再建に500万、生活再建に350万を掲げていましたので、引き続き公的支援の実現めざして、また頑張っていきたいなと思っています。

**【児玉】** 新婦人の児玉です。

2016年秋の行動署名に「被災者生活再建支援法の500万円に引き上げること」と、「東日本大震災の震災復興は国の責任と負担でおこない自治体への財政負担を押し付けないこと」の2項目を入れて、来年早々には国会に提出する準備が進んでいます。

10月4日の秋の行動の政府交渉で、熊本・九州地震の現地から参加して要請なども行ってきました。東日本大震災の3県は福島復興共同センターはじめ、どの県も一緒に共同の運動を広げていますので、今日は熊本の被災地の様子をお伝えしたいと思います。熊本は家屋の一部損壊が圧倒的で、現段階では被災者生活再建支援制度の支援対象にならない…、県も市町村もやっと義援金による支援を始めたところです。県本部の役員で益城町在住の方がいて、町もやっと義援金で一部損壊の方たちに5万円の支給を決めたといわれています。本当に苦しい生活が続いているのですが、罹災証明の調査のやり直しの2次調査を待っているところです。それと、修理の見積りを取りたくても業者不足で待っている状態だそうです。そして、業者の方はというと材料不足で、修理代がすごく高騰しているそう

です。震災後、雨がずっと続いたので、ビニールシートなどで応急補修した箇所傷みがひどく進み修理代がかさむ一方ということです。地震直後に壊れていなかった家電も、今調子が悪くなって買い換えなければいけない状態になっていたり、応急手当の建物の天井や壁や梁やクロスや床や柱の傷みが進んできていて、今後住めるかどうかという状況だそうです。

家などを解体する際には使用可能な家財道具を保管したいけれど、費用がかさんでいるということでした。熊本市内の仮設住宅は、それでも家財を収納するための倉庫が少し設置されるようになったそうですが、まだまだ地盤や擁壁などの沈下などで、建て直すにしても直下型地震で地盤が動いたところの調査の順番を待っている状況で、被災された方たちが生活再建に展望がもてないと言っています。

地元の新聞でも、家をジャッキで上げて地盤を調べている実情など報道しています。復興が遅れたまま、被災した状況のままというところを少しでも前進できるように行政に要望しながらやっています。こういう実情をぜひ知っていただきたいと思います。

そして、仮設住宅では「子どもが遊べる場が欲しい」という声がお母さんたちから上がっていて、遊び場をつくることも求められているとわかりました。東日本大震災の被災3県から情報を聞きながら、相談しています。

**【高橋議員】** いろいろとありがとうございました。公営住宅の問題が最初にだされたと思いますが、この間も南三陸に行ったときに、たったいま応募を終わってきたという人たちが来て、「どうだった」と聞いたら、「どうだったも、こうだったもねえ。応募者がすごくなくて」と。予定して応募した人が途中でやめてるんですね。5年が経っているということと、保証人をとにかく決めてくれと。町の人じゃなくちゃだめ、しかも息子と一緒に住んでいても息子はだめで、町のなかの誰かで、かつ自分より収入がある人と。そうすると私はなんぼだけど、あなたはなんぼって聞かなきゃいけないですよ。とつてもあり得ないですよ。これは石巻とか、いろんなところで起こっていて、それをほんとうは国は縛ってないんだってということで、一つひとつ現場で突破していかなければならない問題です。でも町の方がおっしゃったように圧倒的に収入がなくて、「私は最後の1人になっていい」って言って、仮設にしがみついている人も実際にいるのが現状なわけだから、そこは丁寧な対応をきちんとしていかないと、とつてもとつても大変だろうということなんですね。

だから福祉的な対応と同時に、これは大船渡とかでもそういうふうに行っているんですけど、その対応と同時に公営住宅の在り方というか、社会保障としての公営住宅であり、復興公営住宅だけでなく、公営住宅を待っている一般の市民もいるわけだから、そういう観点での大きな論点がいま求められているのではないかと考えております。

それから、宮城の原発の質問でやったんですけど、ほんとうに驚くエラーがあって、トラブルが次々続いて、止まっても危険だという認識はまさにそのとおりで、それ自体を重く見る必要があると思います。

いまの賠償業務だと4人のうち3人が非正規で、それも派遣などにやらせているわけですね。でもそれは単純な業務だから大丈夫って副社長が答えたけども、大事なことは社員がやるって言って、その社員が、農家の皆さんの営業損害の請求書を紛失しているんですよ。それはたびたび起きているし、廃炉作業のほうは8割が協力企業になっています。

なので、社員でいても、たまたまな届け出とか、あまりにも複雑なものも含めて、いろんなことを求められるけれども、とつてもわかんない人ばかりになっているということがあります。そういう意味でもやっぱり原発は廃炉にして、ちゃんとやってくる必要があるんじゃないか、人をそこに集中する必要があるんじゃないかということをあらためて主張して、福島県議会議会が廃炉にというのであらためて一緒に力になっていきたいなと思っております。

それから岩田さんがおっしゃった見舞金の問題は、最初に私が発言したように、ほんとうにそのとおりです。つまり、財務省がとにかく被災者の個人の財産にはだめっていう立場はいまも一貫しています。

なので、たとえば復興交付金の支援の枠も自由度があると言いながら、個人の財産にかかわるものはペケというのと理論は同じです。ずっと引き継いでいる。だけど、それでは乗り越えられないということで、名前は見舞金だけれども、現実に現金を支給するということが2007年は乗り越えたんです。だからさっき言ったように、財務省ができると思わなかったと、与党に対してもものすごく圧をかけてきたんです。でも、それを与党自身が乗り越えて法案を作ったので、そこは時間が経つと仕方がないというけれども、そこはぜひ頑張ったんだとでわかっていただいて、でもだいたい経ったから、もう改正の時期だよということではお願いをしたいなと思います。

それから、熊本の具体的な実態をお話ししてくださって、ありがとうございます。九州の人にもしっかり引き継いで、いろいろテーマの齟齬で現場では細かないろんな問題って起こりますよね。それは、その都度突破していくということが必要なんじゃないかと思うので、これからもっと具体的な議論をやっていければいいなと思うし、全体として熊本はとて遅れているということが言えると思うので、力になっていきたいなと思います。

最後に、子どもの話がでましたけど、福島で一番最初に郡山のビッグパレットに避難者がバーッと行ったときに、被災しているお母さんと子どもが一緒だから保育に欠けることはない、保育所を造る必要ないと実際に言っていました。

でも、そんなこと言ったら家の片付けもできない、炊事もできない、お母さんはまいっちゃうので、そういうところから、既成観念を突破してとりくんできたということがあるので、現場の力と国会を連携させていきたいなと思います。

**【小宮山議員】** 皆さん、こんにちは。民進党衆議院議員小宮山康子でございます。災害対策特別委員会で、いま、復興理事をさせていただいております。その関係で、被災者再建支援法の改正をめざすということで作らせていただきました。

現状としては復興特別委員会のほうに改正案が提出されておりますので、所管をどうするのかということになると、復興特なのかなという気はするんですが、ただやはり全国各地で大きな災害がほんとうに増えております。そういう意味においては、私は早く国の責任として補償をきちんとすること、それが生活を早く立て直し、そして日本が経済的にもさまざまな意味でしっかりしたものにする、そういった健全な循環が生まれる、その最初のステップだと思っております。これをやはり国会で放置することなく、国会的な言葉で、つるしっぱなしにしないで、きちんと審議をし、法改正をしていくこと、災害については与党も野党もないというような誰でも言うことでありますが、現実にはどうもそうではな

い。もうおわかりだと思いますが、やはりここはしっかりと論議をし、そしてしっかりと生活を立て直す。私どもも法案提出した会派の一員として、しっかりと前に進めるために頑張っていきたいと思っております。

国会のほうは、そろそろ閉じる風景が出てまいりましたけれども、これを実現するために次の国会でも頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

**【川村】** 私ども全国災対連は、生活再建支援法を抜本的に拡充しなければいけないということで国会請願署名にとりくんできました。たとえば激甚的な災害でも被害戸数が少ないと対象外です。あるいは商工業者の施設にも適用すべきだということで幅広く要求をする形で請願署名にとりくんできました。野党共同でご提出していただいた改正案について、通常国会において何としても実現させるために、この点に絞ってとりくみや署名を広げようと、本日の会議で確認をしたいと思っております。

そうは言っても、熊本の地震、あるいは常総市の水害など、一部損壊と言っても被害は甚大です。地震でいえば、瓦が落ちると直すのに300万かかると言います。熊本ではその声が大きいのですが、2項目で一部損壊を含めた支援の拡充まで求めて運動を進めていきたいと思っております。

生活再建支援法の改正にむけて、ほんとうに野党の力を結集してと思っていまして、11月17日の衆議院の災害特別委員会で公明党の九州ブロックのほうから選出されている江田康幸さんが、熊本では現行の支援法が住宅再建の大きな障害になっているとして、「半壊への柔軟な対応、また一部損壊の支援の拡充、さらには宅地被害の復旧に対して新たな加算金が図られていくべきではないだろう、その時期に来ているのではないかと私は思う」「一定の範囲内で拡充することを検討する時期に、熊本地震はそれを示しているのではないだろうか」と質問をされました。松本大臣の回答は、支援金と支援対象の拡大については、「東日本大震災を初め、過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担などを勘案して、慎重にすべき」という一歩も進まない回答になっています。国会議員は地元といひましょうか、支援者、支持者あつての話です。地元からは改正の声ばかりですから、そういう声をだして、野党の先生のお力、そして与党のところにもかかっていって、何としても来年にはこれを実現していきたいと思っております。

**【小宮山議員】** 応急の危険判定がでるが、その後の最終的な判定との格差が非常に大きくて、支援されると思っていたらまったく対象外になるような罹災証明を受けるといったことが起きています。この格差、逆に言えば、外からの判定だから危険で、中をみると大丈夫だみたいなことを極端な言い方だったら、そういったことです。そこもちろんと少し



直さない、危ないところを補強させてもらえるのかといったら、そうでもなく、危なさ  
そうなところにずっといなさいということになりかねないので、これをどうするか。もう  
少しまた議論をさせていただけたらなというふうに思います。

**【岩田】** ちょっと気になっている問題があります。災害援護資金の問題です。熊本は東  
日本の特例法を適用しないということですね。私たち阪神のときには、公的支援が一銭も  
なかったから、災害援護資金を 56,422 人が 1,300 億円借りたので、この問題にもかなり力  
を入れてやってきたつもりです。

それが東日本の大きな災害のなかで特別法が見直されかなり前進をして、そのおかげで  
阪神にも返済免除が適用され、かなり返済免除が進んでいます。

おととい、神戸市の担当者による聞き取りを行いました。そうすると法律が準用する  
ということが決まっていたが、対象は大体 6,100 世帯残っていたといいます。現段階で、3,500  
世帯は返済免除になった。それでも連絡しても届かない人が 300 世帯ぐらいあって、行方  
不明が 160 とか言っていました。

熊本に東日本の援護資金の利息免除が適用されないとしたら、大変な問題だと思います。  
たとえば 3% の利息なんて、いまの低金利の時代ではまったく桁外れの高い利息ですね。  
普通預金したって 0.001 とかというような状況のなかです。阪神のときにもその 3% を何  
とかしてと言ったけれど、これは議員立法であるからどうにもなりませんと言われたん  
です。ぜひこの災害援護資金の問題も、東日本の特別法ではなくて一般法としてすべてに  
対応できるように、ご尽力いただけたら喜ばれるのではないかと思います。阪神のときと違  
って、いまは支援金があるから、切実さは多少違うかもわからないが、そうでない人にと  
っては、一部損壊という人にとっては 350 万というのはかなり魅力的です。これが保証人  
をつけて利息が 0% といったら、かなり借りられると思います。今日の本題じゃないです  
けど、災害対策のお歴々がいらっしゃるので、ぜひお願いしたいと思います。

以 上